

福島市保育所保育実施運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市子ども・子育て支援法施行細則（以下「施行細則」という。）により、保育実施基準の適正化及び保育実施基準の具体的な運用方針等を定め、児童福祉法に基づく認可保育施設の入所等にかかる事務及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業をいう。）の入所等に係る事務の公正かつ円滑な執行を確保することを目的とする。

(保育実施基準)

第2条 市長は、小学校就学前子どもであって、認可保育施設への入所を希望するもの（以下「申請児童」という。）の保育の必要度を判断するための基準として、「福島市保育所保育実施基準（以下「保育実施基準」という。）」を定めるものとする。

2 保育実施基準は別表のとおりとする。

(申請書の提出期限)

第3条 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申請書（以下「申請書」という。）」の提出期限は、入所を希望する月の前月の5日までとする。ただし、その日が土日祝日の場合は翌平日とする。なお、4月1日を利用開始希望日とする場合の申請書の提出期限は別に定める。

(家庭状況調査書)

第4条 市長は、保護者の保育必要事由の確認等のため「家庭状況調査書」（様式第1号）を定め、申請児童の保護者にその提出を求めるものとする。

2 市長は、書類審査、面接調査、実態調査等に基づき家庭状況調査書に必要な事項を追記し、これを支給認定のための資料にするものとする。

(福島市認可保育施設入所申込に関する確認)

第5条 市長は、認可保育施設の利用に係る手続き等について、「福島市認可保育施設入所申込に関する確認表」により、申請児童の保護者に確認を求めるものとする。

(添付書類)

第6条 市長は、申請児童の保護者に対し、子ども・子育て支援法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の5各号に定める事由に応じ支給認定のための審査を行うとともに、調査に必要があると認めるときは次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 就労証明書（様式第2号）
- (2) 介護・看護状況申告書（様式第3号）
- (3) 求職活動状況申告書（様式第4号）
- (4) 育児休業にともなう保育施設継続入所願（様式第5号）
- (5) その他調査のために必要と認める書類

(保育の認定)

第7条 市長は、申請書の提出があった場合は、当該申請書、家庭状況調査書その他添付書類等から得た資料に基づき、保護者の保育必要事由の認定を行うものとする。

- 2 申請児童の保護者の保育必要事由が施行規則第1条の5第1号であって、産後休暇や育児休業からの復職予定の場合、復職する日は入所決定した月の末日までとする。
- 3 施行規則第8条第4号口の市町村が定める期間として施行細則第7条第1項で定めた期間について、やむを得ない事情により市長が認めた場合は、定めた期間の経過後の再度の認定を妨げない。
- 4 施行規則第1条の5第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間は、出生児の満1歳の誕生日が属する月の前月末までとする。ただし、出生児の満1歳の誕生日が属する月以降について、出生児の認可保育施設等の入所保留に伴う育児休業の延長等やむを得ない事情により市長が認めた場合は、認定期間の延長を妨げない。

(保育必要量の認定区分)

第8条 市長は、申請書の提出があった場合は、当該申請書、家庭状況調査書その他添付書類等から得た資料に基づき、保育必要量の認定を行うものとする。

- 2 施行規則第4条第2項に規定する保育必要量の認定を同条第1項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないとする場合は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる時間を保育必要量として認定する。ただし、保護者が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を申請した場合を除く。

(1) 施行規則第1条の5第3号に掲げる事由

1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）

(2) 施行規則第1条の5第6号又は第9号に掲げる事由

1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）

(利用調整)

第9条 申請児童の認可保育施設への入所の承諾は、申請書、家庭状況調査書その他添付資料の記載内容等に基づき、保育実施基準等を踏まえて保育の必要性の優先度を判断し、入所判定会議に諮る等して市長が決定するものとする。

- 2 市長は、定員等の事情により、全ての申請児童につきその入所を承諾することが困難な場合においては、その保育の必要度の高い順から順次入所の承諾を行わなければならない。
- 3 市長は、主たる保育者の状況等を勘案するのみでは前項に定める入所の承諾の判断を行うことが困難であると認める場合には、主たる保育者の状況等に加え、保育実施基準に基づき同居の親族の状況等を総合的に勘案し、入所の承諾を行わなければならない。

(継続入所)

第10条 現に認可保育施設に入所している児童（以下「入所児童」という。）であって、次年度の継続入所を希望する児童の保護者は、「現況届兼保育施設継続利用申込書」により継続入所の申込

を行わなければならない。

2 前項に規定する申込書には、入所児童の同居家族の状況、父母の就労状況、祖父母の状況、入所児童の健康状態等を記載しなければならない。

(利用者負担額の決定)

第11条 施行細則別表(2)に定める生計を一にする世帯に属する子どもとは、所得税法基本通達等に準ずるものとする。

第12条 施行細則別表(2)に定める当該年度分(4月~8月にあたっては前年度分)の市町村民税課税世帯の所得割の額とは、支給認定保護者及びその配偶者それぞれの市町村民税課税額の合計額とする。ただし、当該者以外の者(同居する祖父母)が当該世帯の家計の主宰者と判断される場合は、その者の市町村民税課税額も含め算定するものとする。

2 同居する祖父母が家計の主宰者と判断される場合は次の各号に定める場合とし、この場合の家計の主宰者は、同居する祖父母のうち算定対象年度の市町村民税課税額が最も高い者とする。

(1) 入所児童の保護者が支給認定保護者のみで、当該者の算定対象年度の市町村民税が非課税であり、かつ当該者の申告収入金額が135万円未満の場合

(2) 入所児童の支給認定保護者及びその配偶者が、ともに算定対象年度の市町村民税が非課税であり、かつ両者の申告収入金額合計が164万円未満の場合

(長期欠席)

第13条 入所児童が長期に渡り欠席する場合の事由と期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とし、これを超える場合は速やかに退所を促すものとする。なお、通所が確認できた後に同内容による欠席が続く場合も、同一期間とみなす。また、保護者は当該期間中の利用者負担額も負担するものとする。

(1) 母親の出産

12週間

(2) 入所児童本人の病気や怪我

12週間

(3) 福島市幼児教育・保育提供に係る医療的ケア支援事業実施要綱に基づき当該事業を利用することができることと決定した児童の当該事業利用の休止

当該事業利用の休止が解除されるまでの期間

(4) DV・虐待等の被害による別居等

当該事由が解決したとみなせるまでの期間

(5) 上記以外

8週間

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入所分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

2 市長は、施行規則の施行日前においても、第4条の規定に基づき支給認定のための審査を行うこと及び調査に必要な書類の提出を求めること並びに第8条の規定に基づき保育必要量の認定を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成29年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行し、平成31年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和2年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。なお、第2条別表の改正は令和3年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。なお、第2条別表の改正は令和4年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。令和5年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。なお、第12条第2項の改正は令和6年4月1日入所分から適用する。